

【運転免許証を返納される方へ】

次の事項を確認してから承諾してください。

1. この申請が、自らの意思に基づく申請であること。
2. この申請により、今後、自動車等の運転が一切できなくなること。
3. この申請による取消しは、以後撤回することができないこと。
4. 再び運転免許を取得するには、運転免許試験を受け合格しなければならないこと。
5. 現在、運転免許の取消し、効力の停止等の基準には
該当しないこと。
 - 免許の取消処分の対象となっている方
 - 免許の停止処分の対象となっている方
 - 免許の停止期間中の方などです。